

障害者等への手当制度の概要について

手当名称	対象者の概要	金額（令和6年4月現在）
特別児童扶養手当	以下のいずれかの状態に該当する 20歳未満のこどもを養育している方 に支給 ・身体に重度及び中度の障害または長期にわたる安静を必要とする方 ・知的障害、精神疾患などにおいていつも介護を必要とする方	1級 月額55,350円 2級 月額36,860円
障害児福祉手当	在宅の重度の 20歳未満の障害児 で日常的に常時の介護を必要とする方に支給	月額15,690円
特別障害者手当	精神または身体に 著しく重度の障害 があり、常時特別の介護を必要とする 20歳以上の方 に支給	月額28,840円
・神奈川県在宅重度障害者等手当 ・川崎市在宅重度重複障害者手当 （神奈川県、川崎市における独自の手当制度）	以下のいずれかの状態に該当する方に支給 ・重度の重複障害に当てはまる方 ・特別障害者手当等を受給している方	各々 年60,000円

※ これらの手当制度は、必ずしも障害者手帳を所持していることが条件ではありません。

